

清瀬市障害者計画・清瀬市第5期障害福祉計画

(第1期障害児福祉計画)【概要版】

1. 計画の位置づけ

- 障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障害のある人の状況等を踏まえて、障害のある人を支援する基本的な施策を定めた計画です。
- 障害福祉計画（障害児福祉計画）の基本指針は、「障害者総合支援法」第87条第1項及び児童福祉法第6条の2の2の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものです。

2. 計画の期間について

- 「障害者計画」は、平成30～35（2018～2023）年度までの6年間を計画期間とします。
- 「清瀬市第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」は、平成30～32（2018～2020）年度までの3年間の計画期間とし、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその確保策等について定めます。

〔本計画の期間〕



3. 清瀬市の障害のある方の現況と課題

- 計画の策定にあたり、清瀬市に住む障害のある方の人数や生活実態、障害福祉サービス等の利用状況等を分析しました。

1. 障害者（児）数の動向
2. サービス整備状況マップ、障害のある方をささえる清瀬市のしくみ（図解）
3. 計画策定に向けたアンケート結果
4. 当事者インタビュー など

4. 計画の基本理念と3つの考え方

○計画の基本理念を「共生社会の実現に向けて」とし、この基本理念を支える3つの考え方を設定します。

1

自己実現の支援

障害のある人が主体的に行った決定と選択を尊重し、それを叶えるための適切なサービスの提供等に努めます。主体的な決定と選択を行うための手助けとして、相談支援体制を強化します。

また、それぞれのライフステージに応じた支援を行い、学校教育や就労、文化活動や生涯学習などを通じ、本人が持っている力を発揮し、その人らしい自立した人生が送れるように支援します。

2

社会的障壁の除去

障害のある人は、暮らしの中でさまざまな障壁に直面します。障害者虐待防止法や障害者差別解消法などを普及啓発し、法の精神を社会に浸透させることで、差別や偏見などに基づく社会的障壁の除去に努めます。

また、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫、障害のある人への合理的な配慮を行える人材を育成します。

3

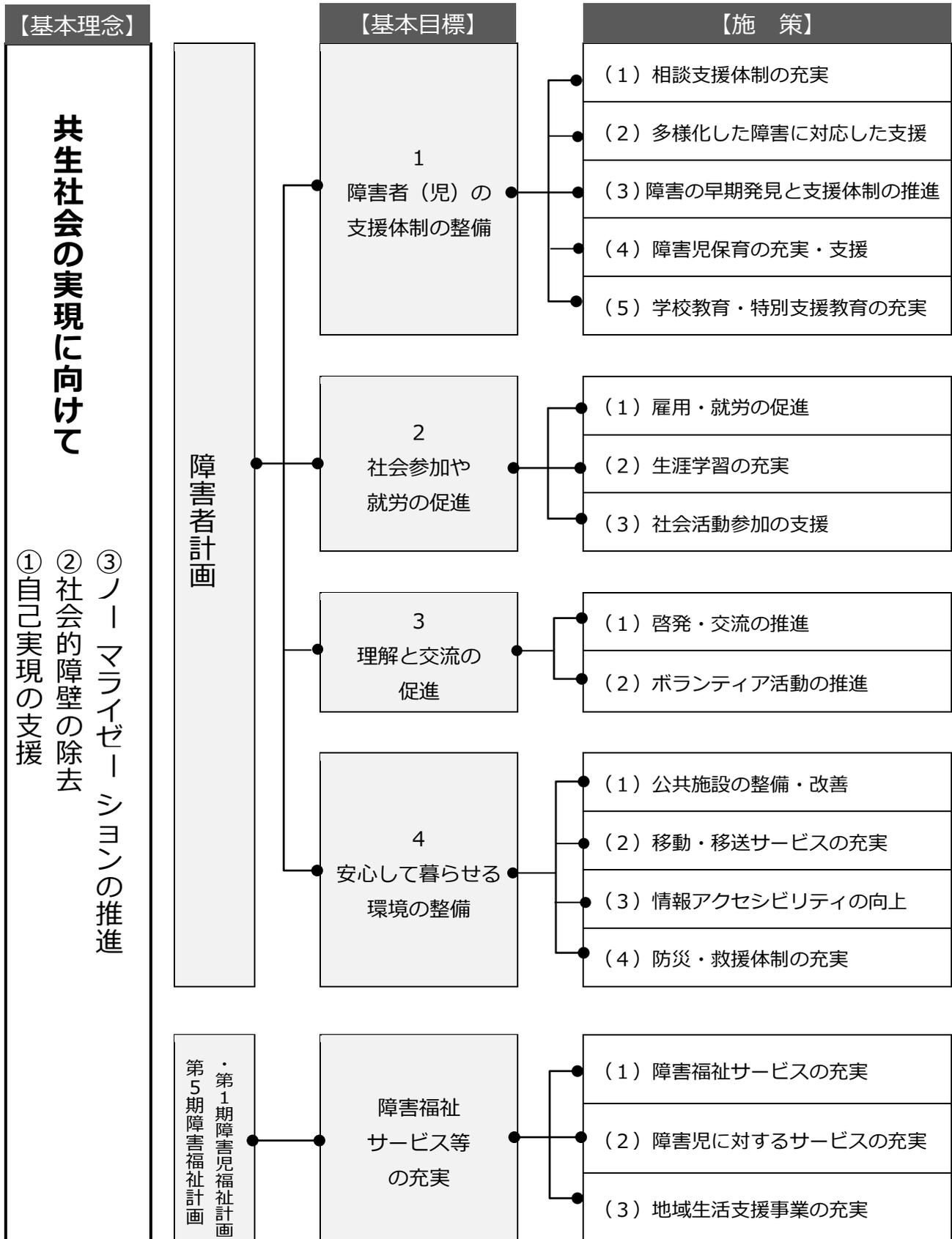
ノーマライゼーションの推進

障害のある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせる共生社会を目指すため、理解と交流を促進し、心のバリアフリーを押し進めます。

すべての人がお互いの人格や個性を尊重し合いながら、誰もが快適に暮らせる共生社会をつくることで、すべての人の人権が尊重されるノーマライゼーションの実現を目指します。

5. 計画の体系

○基本理念を実現させるため、基本目標及び具体的な施策を設定します。



6. 第5期障害福祉計画における重点施策

○第4期計画で掲げた重点施策の中で引き続き課題とすべきことや、法改正により今後、新たな対応が必要となることなどを含めて、第5期障害福祉計画における重点施策として次の3つを設定します。

◆重点施策1 相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化を図ります

障害者総合支援法に基づく計画相談支援（サービス等利用計画）は浸透していますが、障害者のさまざまな困りごとに対応する相談支援体制を充実させる必要があります。福祉サービス等の利用に関わらない相談や適切な支援を受けていない人々を相談支援へつなげるために、保健、医療、福祉、教育、労働分野の連携を強化します。また、地域自立支援協議会や関係機関とのネットワークの構築により障害者の虐待防止、権利擁護体制を強化します。

◆重点施策2 障害者の就労、日中活動の場を整備し、社会参加をすすめます

福祉的就労の充実と一般就労の機会を拡大するとともに、日中活動の場を整備し、特性にあったサービスが利用できる体制づくりをすすめます。また、スポーツ活動や生涯学習、地域活動支援センター等を活用して、ライフステージに応じた余暇活動と社会参加ができる環境づくりを推進します。

◆重点施策3 発達障害者や高次脳機能障害者、障害児、難病患者等に対する支援を強化します

発達障害者、高次脳機能障害者、障害児、難病患者等及び障害者手帳を所持していないが障害に起因した困りごとを持っている方は支援につながりにくい傾向があります。これらの方や特別な支援が必要な方へのサービスの提供及び相談支援が行えるよう、情報提供や啓発活動を行うとともに関係機関の連携とネットワークづくりを推進します。